

平成29年度 入札監視委員会（第5回）議事概要

南関東防衛局

開催日及び場所	平成30年3月6日（火） 横浜第2合同庁舎 低層棟1階 共用第4会議室
委員 （◎：委員長）	伊東 克宏（弁護士） 後藤 由紀子（公認会計士） ◎細田 孝一（大学教授） 梅村 靖弘（大学教授） 田才 晃（大学院教授） （敬称略：五十音順）
審議対象期間	平成29年10月1日～平成29年12月31日
審議対象件数	21件

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽出案件	総件数	6件	(審議概要)
建	一般競争（政府調達協定対象）	0件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議対象事案説明 ・ 指名停止措置状況（1件） ・ 統計分析資料
設	一般競争（政府調達協定対象外）	3件	
工	企画競争方式	0件	
事	随意契約方式	0件	
建設コンサルタント業務等		3件	
○委員からの 意見・質問	意見・質問		回 答
○それに対する 回答等	<p>①武山(29)宿舎改修土木その他工事(一般競争入札方式(政府調達協定対象外))</p> <p>工事概要に遊具設置も含まれているが、どのような人が居住する宿舎か。</p> <p>入札状況を見ると、2者辞退しているが、南関東防衛局の他の工事の受注実績はあるか。また、それぞれの辞退理由は確認しているか。</p>		<p>自衛隊員の一般的な家族用宿舎である。</p> <p>1者は受注実績があると記憶しているが、もう1者は不明である。辞退理由は、1者は積算の結果、工事の規模及び工期等を考慮すると採算がとれないと判断したため、もう1者は他工事を受注したため、配置予定技術者が確保できなくなったためと聴取している。</p>
	②静浜(29)教育講堂等改修建築工事(一般競争入札方式(政府調達協定対象外))		

入札状況を見ると、A社は第1回入札では最も低い金額で入札していたにもかかわらず、第2回入札で辞退しているがなぜか。

本件は、複数者応札していたにもかかわらず、落札者以外はすべて辞退したため、結果的に1者応札のような形になっているが、入札参加者の入札金額と国側の積算価格のどの部分に乖離があったと考えるか。

また、静岡県内の工事という地域的な理由もあるのか。

1回目の入札が終わった時点で、入札に参加した業者はどういう情報を得られるのか。

そうすると、最低入札金額で入札した業者以外に入札参加者も当該金額以下でなければ落札できないということがわかるということか。

落札者は第3回入札以降は少しずつしか入札金額を下げているが、第2回入札については大幅に金額を下げている。最低入札金額が自分の入札金額より約1千万低かったのでかなり入札金額を落とさないと落札できないと考えたからか。

1回目で辞退した理由を見ると配置予定技術者が確保できなくなったためとあるが、具体的にはどういうことか。

③横浜米軍(29)管理棟(0401)等新設電気その他工事(一般競争入札方式(政府調達協定対象外))

第2回入札に移行する場合、第1回入札の最低入札金額を入札参加者に知らせるが、A社としては、第1回入札金額より下げると採算が取れないという判断があったものと思われる。

業者の工事費内訳書と当方の積算価格を比較したところ、直接工事費の防水改修工事の単価に乖離があった。

また、年度当初だと当局が採用している建設物価誌等の刊行物の単価に近い数字で応募してくれるが、年度後半になると、技術者の確保等の問題もあるためか、比較的単価が上昇する傾向がある。

なお、この地域では防水工事において単価が乖離することが多い。

予定価格を超過しているということと、最低入札金額を知らせている。

そのとおりである。

そういう判断があったかと思う。

入札参加者の多くは、同時期に国、自治体等の発注する複数の工事に申請しており、同じ技術者が申請しているケースがあり得るので、他工事を受注したことで予定者を配置できない可能性もあると思われる。

予定価格は約2億3,000万円だが、入札金額が3億円の業者もある。この差はどういう理由か。

落札者と二番手の業者の入札金額に4千万以上の差があり、低入札価格調査の対象になっている。他の入札参加者はすべて予定価格超過又は辞退しているのに、落札者だけが極端に低い価格で競り勝っているが、他の業者より特に有利な要素を持っていたのか。

それでは、他の入札参加者は長年の取引先がなかったということになるのか。

落札者はメーカーの下請けというわけではないのか。

本工事は、一般的な建物新設に付帯する電気・通信工事の他に、バッテリーとしての電源装置、電源の心臓部である受変電設備や中央監視設備も工事に入っている。したがって、一般的な工事の他に機器も多数含まれているので、見積金額に差異があったと思われる。

受注者に対するヒアリングの際に、資材購入については長年取引により信頼関係のある代理店から安価で購入できると聞いている。

当局積算において、本件の機器の単価は、重電メーカー等から見積りを徴集し、実勢価格を考慮した査定をして決定している。

各者においても、取引先からの見積りを基に単価を決定していると思われるが、取引先との関係から各者の価格に差が生じたと考えられる。

下請けではないが、重電の関係の工事の分野は得意としているのではないかとと思われる。

**④横須賀米軍(29)建築その他工事
監理業務（一般競争入札方式(政府調達協定対象外))**

本件は特殊な業務内容はないようであるが、1者応札になってしまった背景は何か考えられるか。

対象の建築工事が不調等を繰り返したということだが、工事の実施が困難になる要素があったのか。

低入札調査が実施されている

本件監理業務の対象となる建築工事が入札において不調等を繰り返していたため、業者側に難しい工事ではないかという判断があり、そのため、その監理業務も敬遠されたと考えられる。

米海軍横須賀基地の司令部近くの工事なので、工事を進めていく上で支障があるのではないかと判断が業者側にあったと思われる。

落札者は、本基地内で他の業務

が、監理業務で低入札価格になった理由は何か。

業務内容について説明願いたい。

実際に現地で立会い検査を実施するのか。

たとえば建築の場合だと、施工監理者の立会い検査で合格を受ければ、ある程度の書類上のものが簡略化できるというような権限の委譲はしているのか。

工事完成後に不具合があった場合、工事業者と監理業者の責任の関係はどうか。

現場監理業務にしては、金額的に高い印象がある。

を受注した実績があることから、低価格で入札できたものと思われる。

基本的には、共通仕様書に基づき設計図書の内容と現場の施工状況に差異がないか確認する業務である。

基本的には標準仕様書に基づき立会い検査が行われるが、実施の時期は工事受注者から監督官に立会い等の依頼がある。

監理者には権限の委譲はしておらず、検査の内容を監督官に報告し合格となる。

一般論的には工事上の不具合は、工事施工業者の責任と考えられるため、監理業者にほとんど責任は負わせられない。

図面の照査、設計と施工図の照合等、監督官に報告するための業務量が非常に多いので、契約額は高いとは考えていない。

⑤南関東防衛局(29)防衛施設技術審査支援業務（一般競争入札方式（政府調達協定対象外））

履行期間が29年10月～30年2月の4ヶ月だが、四半期毎に発注するのか。

今回は受注者が限定され、1者応札になってしまったのか。

履行期間中、資格要件を満たす管理技術者が配置され、技術審査支援業務を行うという内容か。

競争参加資格のうち、同種業務

本件業務は、総合評価方式の申請書類提出が多くなってくる10月から、ほぼ入札業務の終わる2月までの支援業務である。

資格要件を満たせば建設コンサルタント等でも受注可能であるが、結果的に1者しか応札しなかった。

常駐ではなく、履行期間中、審査業務が発生した時に支援を依頼する。

同種又は類似業務の履行実績の

の履行実績、類似業務の履行実績は両方必要なのか。

本件業務は総合評価方式の技術審査支援なので、管理技術者は記載されている建築、土木、電気等の資格等がすべて必要なのか。

また、支援業務は下請け業者に委託されるのか。

過去、本件の落札者以外の業者が落札した実績はあるか。

第三者的に見ると、防衛省関連の身内で受注させているような懸念を持たれかねないがどうか。

管理技術者は建築、土木、電気等の資格等のうち、いずれかを有すれば良いということだが、それで本当に総合評価方式の技術審査支援ができるのか。

以前、総合評価点が適切に付与されていない例を指摘したことがあるが、それで公平な評価ができるのか。

技術資料の確認・分析・整理とはどのような業務か。

履行期間4か月間で契約金額が200万円弱ということだが、実働の人件費はどれくらいか。

仕分け程度の業務であれば学生アルバイトでもできるのではないか。

管理技術者は建築、土木、電気等のいずれかの専門であれば良いので、実際に業務をする人の資格要件は問われていないと思われるが、どの程度の専門的な知識が必要になってくるのか。

契約期間の長さの割には、契約金額が安い感じがする。

いずれかである。

管理技術者は建築、土木、電気等の資格等のうち、いずれかを有すれば良いが、担当技術者については建築、土木、設備等の各担当者を配置してもらう。

今回の業務は落札業者が直接実施した。

当局ではないが、他局には他のコンサルタント業者が受注した実績はある。

業務委託の内容は、技術審査資料の整理までなので、特定の職種における技術的要件を求めているわけではない。

技術審査における評価は当局の職員が実施することとしている。

提出された技術資料の内容を確認し、それを仕分け、項目ごと分類し、整理をするものである。その資料を当局職員で評価するので、その前段階までの業務である。

技術者を一人当たり8時間拘束するが、労務単価として3万円程度である。

建築、土木等の専門知識がないと業務に支障が生じると思われる。

専門知識があり、設計事務所等の実務経験があれば、業務を行うことは可能と思われる。

総合評価方式での審査支援を行う件数が多くなかったためである。

	<p>⑥浜松(29)駐機場整備測量調査 (一般競争入札方式(政府調達協 定対象外))</p> <p>平板載荷試験は基本的に地耐力 検査と思われるが、入札参加資格 は測量に関するものでよいか。 また、駐機場の奥に新設整備場 のエリアがあるが、そこに建物を 建設するための平板測量を実施す るのか。</p> <p>平板測量実施後、新たに駐機場 を整備するのか。</p> <p>そうすると、エプロンの部分は コンクリート舗装になっているの で、それを撤去して改めて整備す るといふことか。</p> <p>第1回入札で全者の入札金額が 予定価格を超過しているが、予定 価格の積算方法について説明願 いたい。</p> <p>測量についての専門業者であ ればある程度の概算額は算出でき るのか。</p> <p>そうすると、特殊要因がなけれ ば、基本的に予定価格を超過す ることはあまりないような気もす るが、今回は平板載荷試験の見積 り金額が高くなり予定価格を超過 したということか。つまり、この 調査においては予定価格と乖離が 起こり得る要素が含まれていた ということか。</p>	<p>資格については、平板載荷試験 も実施するが、測量調査の面積が 広いので、測量を主にしている。 今回の測量調査は駐機場整備に 関わる調査であり、その一部とし て平板載荷試験を実施する。</p> <p>現在も駐機場であるが、航空機 の機種が変わるため整備するもの である。</p> <p>駐機場は老朽化しているため、 新しい機種に合わせて駐機場を設 計して整備する。</p> <p>国交省の積算基準に基づいて予 定価格を積算しているが、平板載 荷試験については、飛行場用の試 験の積算基準がないので、見積り を徴集して積算している。</p> <p>入札参加者も積算基準に基づ き積算するので、予定価格に近い 金額を算出できると考えられる。</p> <p>通常だと見積りの要素はあまり ないが、今回は飛行場用の特殊な 平板載荷試験の見積りが含まれて いたため、予定価格を超過してし まったと考えられる。</p>
<p>委員会による意見の 具申又は勧告の内容</p>	<p>特に意見なし。</p>	

<p>2. 談合疑義案件の処理状況について</p>				
	<p>談 合 疑 義 案 件</p>	<p>総件数</p>	<p>0 件</p>	<p>(審議概要) ・ 該当案件なし</p>
<p>工</p>	<p>談 合 情 報</p>	<p>-----</p>	<p>0 件</p>	
<p>事</p>	<p>点 検 結 果 疑 義</p>	<p>-----</p>	<p>0 件</p>	
<p>業</p>	<p>談 合 情 報</p>	<p>-----</p>	<p>0 件</p>	
<p>務</p>	<p>点 検 結 果 疑 義</p>	<p>-----</p>	<p>0 件</p>	

○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回 答
	なし。	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし。	
3. 入札結果の事後的・統計的分析結果について		
審 議 概 要	順位傾向の分析、落札率・応札率の分析、調査項目別の平均落札率等の分析等を行った資料を委員に配布	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回 答
	なし。	
4. 再苦情処理（再説明請求回答）		
該当事案なし		

平成29年度 入札監視委員会（第5回）議事概要

陸上自衛隊

開催日及び場所	平成30年3月6日（火） 横浜第2合同庁舎 共用第4会議室	
委員 (◎：委員長)	伊東克宏（弁護士） 梅村靖弘（大学教授） 後藤由紀子（公認会計士） 田才晃（大学院教授） ◎細田孝一（大学教授） (敬称略：五十音順)	
審議対象期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日	
審議対象件数	10,061件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	6件	(審議概要) ・工事、役務、借上等
一般競争	5件	
指名競争	0件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	① 工事 一般競争 第407会計隊（武山駐屯地） 「02号建物屋外蒸気管改修工事」 ・何をするための蒸気管か。	・駐屯地内にある2つのボイラー室から各建物に暖房用、給湯用として蒸気を送るためのものである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 者応札だったが、この業者が以前に配管工事をした実績はあるのか。 ・ 以前に配管を施工した業者と違う業者が入札に参加したのか。 ・ 配管を施工した業者は入札に参加しなかったのか。 ・ 本件の契約相手は地元業者か。 ・ 駐屯地の工事の入札参加者は概ね地元業者か。 ・ 1 者応札は多いのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件の蒸気管ではないが、同様の工事实績はある。 ・ 配管を施工した業者と今回改修した業者は違う業者である。 ・ 参加しなかった。 ・ 千葉県市川市の業者であるが、神奈川県横須賀市に営業所がある。 ・ 地元及び首都圏の業者である。 ・ 多くはない。
	<p>②役務 一般競争 第 4 3 3 会計隊北富士派遣隊（北富士駐屯地） 「北富士演習場光ファイバーケーブル敷設及び機動訓練評価装置のシステム点検」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ このシステムは当該業務の落札者が以前に製造したもののか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札者が製造したものである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格は市場価格方式で見積を徴集して決定されているが、見積を徴集した相手先はどの業者か。 ・光ファイバーケーブル敷設だけであれば、他の業者が入札に参加でき、より安く契約できたと思われるが、システム点検と一括の契約にした理由は何か。 ・機動訓練評価装置によりどのように評価するのか。 ・落札者の見積で予定価格を算定しているとのことだが、適正な見積かどうかの確認はどのようにしているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落札者からの見積を採用した。他の業者にも見積依頼をしたが提出できないとのことであった。 ・担当部隊から、ケーブル敷設からシステム点検まで一貫して実施してほしいとの要望があったため一括の契約とした。 ・訓練統裁センターにおいて実践的な戦闘の状況を付与し、訓練部隊の行動に応じて隊員・車両・装備品の被害を発生させて部隊の対応を評価するものである。 ・落札者の見積を予定価格（実働工数・労務単価・旅費等について過去の実績を確認）としたが、今後は経費率等を用いて確認することを考えている。
	<p>③役 務 一般競争 第441会計隊（座間駐屯地） 「座間エレベーター保守点検役務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐屯地内のエレベーターは、毎年、点検が発生するのか。 ・他社との競合等、発注の工 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法等によって点検時期と項目が定められているため、毎年継続して実施している。 ・入札への参加は募っているが、

	<p>夫次第では契約額を抑えることが可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札業者と落札金額は昨年と同じだが、予定価格が50万円程度低くなっている要因は何か。 ・エレベーターは既製品と特注品があるのか。それとも特注品だけか。 ・落札業者は既製のエレベーターを製造しているのか。 ・エレベーター業者が製造し、その子会社が設置、保守をすることが多いが、本件の業者は設置、保守の業者なのか。 ・先ほどの本件概要説明時、入札に際して保守サービスについて業者から問い合わせがあったとのことだが、メーカー名を冠した保守サービス業者だったのか、あるいは独立した保守サービス業者だったのか。 ・その業者が入札に参加しな 	<p>業者により得意、不得意があるため、本件には落札者以外応札がなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格は、建築保全業務積算基準に基づき、その中に含まれている労務単価により積算しているが、本件については労務的な価格調査も併せて実施し、予定価格に反映させているため、昨年と比して低くなったものと考えられる。 ・設計段階で既製品が使われるものと思われる。多少の仕様の違いはあるが本件は特注品ではない。 ・エレベーター製造の業者ではない。 ・設置、保守の業者である。 ・独立した保守サービス業者であった。 ・仕様を確認した結果、高額にな
--	---	---

	<p>かったのはなぜか。</p>	<p>るとの理由から参加しなかったと考えられる。</p>
	<p>④役 務 一般競争 富士学校（富士駐屯地） 「東富士演習場市街地訓練場の維持管理業務役務ほか」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先ほどの本件概要説明時、1品目、2品目という表示があったが、具体的に何を指しているか。 ・1品目、2品目の単価の違いは何か。 ・単価構成について、特殊な項目はあるか。 ・「訓練に必要なドア・窓の製作・取付」は単価構成に含まれていないのか。 ・資料では過去2年分までの入札状況は確認できるが、それ以前から本件役務はあるのか。 ・応札者数について、前々年度は3者、前年度と今年度は 	<ul style="list-style-type: none"> ・1品目は東富士演習場市街地訓練場の維持管理業務役務を、2品目は東富士演習場市街地訓練場・富士学校基本射場の維持管理業務を指している。 ・1品目は1名分、2品目は3名分の維持管理費の違いである。 ・消耗品や業者が用意する演習場内移動用車両の諸経費込みの単価構成である。 ・訓練の過程で、ドアや窓を破壊することがあり、軽易な木製のドアや窓枠を製作、取付する費用が含まれている。 ・平成23年頃からあると認識している。 ・次年度については、応札可能業者が新たに見つかったことから複

	<p>1 者だが、次年度は複数応札の見込みはあるか。</p> <p>・落札業者はどのような業者か。</p>	<p>数応札の見込みである。</p> <p>・落札業者については、通常のビル管理から害虫駆除等、保守系の総合的な業務を担う業者と認識している。</p>
	<p>⑤役 務 一般競争 通信学校（久里浜駐屯地） 「対空レーダ装置 J T P S - P 2 5 整備実習用教材の据付調整・動作確認」</p> <p>・前年度の入札者数は 2 者だったが、なぜ今年度は 1 者になったのか。</p> <p>・契約相手方が前年度は A 社関連の特機システムの会社、今年度は A 社電子事業部となっているが、業務内容によって応札する部署、系列等が変わるのか。</p> <p>・前年度の入札者 2 者には A 社とは関係がない業者も入っていたか。</p>	<p>・業務の内容が前年度と今年度では若干異なっていたため、本件は入札者が 1 者になったと思われる。</p> <p>・企業側で通信機器の種類によって担当する部署等が異なることとなるため、契約相手方も同じ企業でも変わるとの認識である。</p> <p>・ A 社とは関係がない業者も入っていた。</p>
	<p>⑥役 務 一般競争→随意契約 中央輸送業務隊（横浜駐屯地）</p>	

「平成28年度方面隊実動演習（西方）に伴う部隊の海上輸送」

・本件程度の規模の輸送業務は他の地域においても比較的行われるのか。

・本件は当初一般競争で入札者がなく随意契約としているが、入札者がなかったのはなぜか。

・過去にフェリーをチャーターした輸送役務契約の実績はあるか。

・今後チャーターとなる契約は本件受注者と契約することが多くなるのか。

・概算で契約し、後の精算において約4千万円程度減額されている理由は何か。

・概算契約時にあった契約項目が精算時にはなくなった等の単一の原因による減額はな

・本件のようにフェリーを使用した訓練は毎年2回程度あり、運航区間はその都度異なる。

・受注者は当初の一般競争入札時は設立されたばかりであったため入札参加資格がなく、他のフェリー会社は本件の履行期間にフェリーの空きがなかったため入札者がなかった。

・フェリー業者との契約実績はあるが、過去の契約の大部分が民間の定期航路を利用した輸送役務であるためチャーターはしていない。

・防衛省でフェリーをチャーターする契約をするということであれば、受注者と契約を行い、訓練、災害派遣等に活用することになると思われる。

・概算契約時点の船員の勤務見積、下請業者からの請求額見積等と、輸送役務終了後の実績との差による減額である。

・単一の原因ではなく、色々な項目の積み重ねにより減額されたものである。

	いか。 ・本件は契約額約1億円の訓練による輸送役務であるが、この訓練の意義は何か。	・外部からの脅威に対し、大部隊を一度にまとめて移動させ対処するための訓練であり、今後も脅威が継続するようであれば同様の訓練の継続が予想される。
--	--	---

委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。
--------------------	-----

2. 談合情報案件の処理状況について

談合情報件数	0件	(審議概要)	
談合情報	件		
点検結果疑義	件		
○委員からの意見。質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回	答
	なし。		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。		

3. 再苦情処理（再説明請求回答）

再苦情申立件数 (再説明請求件数)	総件数	0件	(備考)	
一般競争		件		
指名競争		件		
随意契約		件		
再苦情申立概要 (再説明請求概要)	申立日	件名	契約方式	内容等

○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回 答
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし。	